

障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会（第1回） 資 料

	ページ
1 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について （趣旨・検討項目）	1
2 障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会委員名簿	2
3 障害者（児）の状況	3
4 「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）について	7
5 支援費制度の概要	9
6 支援費制度施行状況等の調査結果（速報版）	11
7 当面のスケジュール（案）	13

（別添参考資料）

- 身体障害者福祉施策の概要
- 知的障害者福祉施策の概要
- 障害児福祉施策の概要
- 平成15年度予算の概要（身体障害者・知的障害者・障害児）関係
- 平成15年度支援費制度関係予算
- 新しい障害者基本計画の枠組み

資料 1**障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会について****1. 趣旨**

支援費制度施行後のホームヘルプサービスの利用や提供の実態を把握した上で、望ましい地域ケアモデル、サービスの質の向上のための取組など障害者（児）に対する地域生活支援の在り方について検討することを目的とする。

2. 検討項目**(1) 障害者（児）に対する地域生活支援の在り方**

- ① 先進地域事例の分析、評価を通じて、障害者（児）の地域生活を支援するための効果的な地域ケアモデルとは、どのようなものかについて検討する。
- ② その際の主な論点としては、
 - ・ 地域ケアモデルの標準的な支援サービスメニューとして、どのような構成が適当か。(ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイ、相談支援、就労支援等)
 - ・ 地域ケアモデルにおいて、自助、共助、公的サービスの組み合わせをどのように考えるか。(公的サービスの守備範囲、自薦ヘルパーや当事者による支援活動の位置づけ等)
 - ・ 地域ケアモデルの地域単位をどのように考えるか。また、地域特性についてどのように考慮すべきか。
 - ・ 望ましい地域ケアモデルの整備はどのように進めていくべきか。また、行政の関与はどうあるべきか。(国、都道府県、市町村の役割等)
 - ・ 地域支援サービスの質の評価はどのように行われるべきか。また、良質のサービスを育成するためにはどうすればいいか。(当事者による評価の位置づけ、サービス提供者の資格等)
 - ・ 望ましい地域生活支援を実現するに当たり、将来の財源についてどう考えるか。

(2) ホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

支援費制度施行後の利用状況等を踏まえたホームヘルプサービスの国庫補助基準の見直しの必要性の検証

資料 2**障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する検討会****委員名簿**

- 有留 武司 東京都福祉局障害福祉部長
安藤 豊喜 (財) 全日本聾唖連盟理事長
板山 賢治 (福) 浴風会理事長
江草 安彦 (福) 旭川荘理事長
大熊由紀子 大阪大学人間科学部教授
太田 修平 日本障害者協議会理事・政策委員長
大谷 強 関西学院大学経済学部教授
大濱 眞 (社) 全国脊髄損傷者連合会理事
大森 彌 千葉大学法経学部教授
京極 高宣 日本社会事業大学学長
笹川 吉彦 (福) 日本盲人会連合会長
佐藤 進 (福) 昴理事長
高橋 紘士 立教大学コミュニティ福祉学部教授
竹中 ナミ (福) プロップ・ステーション理事長
谷口 明広 自立生活支援センターきらリンク事務局長
中西 正司 (NPO) DPI 日本会議常任委員、全国自立生活センター協議会代表
早崎 正人 大垣市社会福祉協議会在宅福祉サービス推進室長
村上 和子 (福) シンフォニー理事長
室崎 富恵 (福) 全日本手をつなぐ育成会副理事長・地域生活支援委員会委員長
森 貞述 高浜市長
森 祐司 (福) 日本身体障害者団体連合会事務局長
渡辺 俊介 日本経済新聞社論説委員

計 22 名 (五十音順、敬称略)

障害者（児）の状況

【障害者の総数】

○ 全国の障害者の総数は約602万人と推計されており、このうち、身体障害児・者が約352万人、知的障害児・者が約46万人、精神障害者が約204万人となっている。

障害児・者数（身体・知的・精神）

（単位：万人）

	総 数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	351.6	332.7	18.9
身体障害児 （18歳未満）	9.0	8.2	0.8
身体障害者 （18歳以上）	342.6	324.5	18.1
知的障害児・者	45.9	32.9	13.0
知的障害児 （18歳未満）	10.3	9.4	0.9
知的障害者 （18歳以上）	34.2	22.1	12.1
年齢不詳	1.4	1.4	0
精神障害者	204	170	34

（注）1 身体障害児・者の施設入所者とは、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生援護施設、その他の施設に入所している身体障害児・者である。

（注）2 知的障害児・者の施設入所者とは、知的障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所（重症心身障害児病棟）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の各施設に入所している知的障害児・者である。

（注）3 精神障害者の施設入所者には、病院入院患者を含む。

出典：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）
 厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成12年）
 厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成12年）等
 厚生労働省「患者調査」（平成11年）等

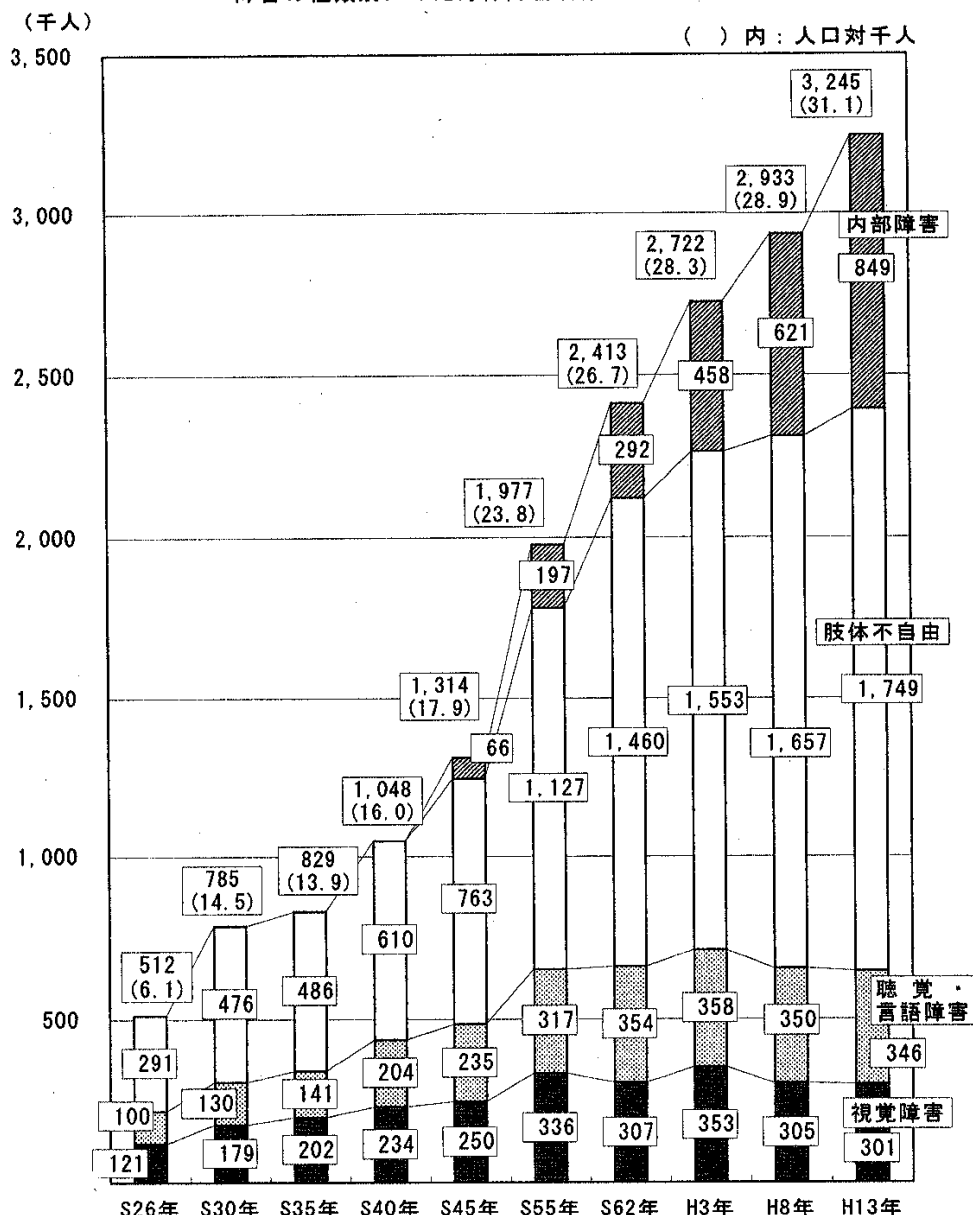
【身体障害】

○ 身体障害者数の推移及び障害の種類別にみた状況

身体障害者数についての最近の傾向としては、視覚障害と聴覚・言語障害はほぼ横ばい、肢体不自由と内部障害については増加という傾向がうかがえる。

なお、平成13年度における在宅の18歳以上の身体障害者数を障害種類別にみると、視覚障害が30万1千人(9.3%)、聴覚・言語障害が34万6千人(10.7%)、肢体不自由が174万9千人(53.9%)、内部障害が84万9千人(26.2%)と推計されている。

障害の種類別にみた身体障害者数の年次推移



資料：身体障害児・者実態調査

○ 年齢階級別にみた状況

在宅の身体障害児・者の数を年齢階級別にみると、平成13年においては、65歳以上の者が200万4千人と推計され、その割合は60.2%であり、平成8年の52.6%から増加しており、高齢化の傾向がうかがえる。

年齢階級別にみた身体障害児・者の状況

(単位：千人)

	総計	0~17歳	18~64歳	65歳以上	不詳
13年6月	3,327 (100.0%)	82 (2.5%)	1,218 (36.6%)	2,004 (60.2%)	22 (0.7%)
8年11月	3,015 (100.0%)	82 (2.7%)	1,246 (41.3%)	1,587 (52.6%)	99 (3.3%)

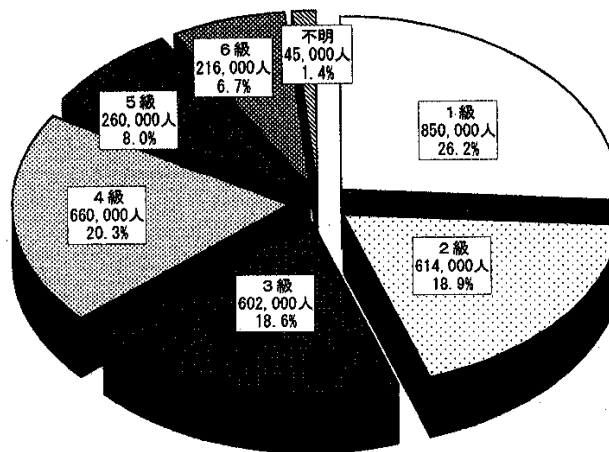
資料：身体障害児・者実態調査

○ 障害の程度別にみた状況

1・2級の重い障害を有する在宅の身体障害者数は146万4千人で、身体障害者全体の45.1%を占めている。(平成13年)

障害程度別にみた身体障害者数

(総数：3,245,000人)



資料：身体障害児・者実態調査 (平成13年)

【知的障害】

○ 知的障害児（者）数の推移及び障害の程度別にみた状況

在宅の知的障害児（者）数については、増加傾向がうかがえ、これを障害の程度別にみると、最重度と重度の合計が全体の4割以上を占めているという状況である。

障害の程度別にみた知的障害児（者）数の年次推移

(単位：人)

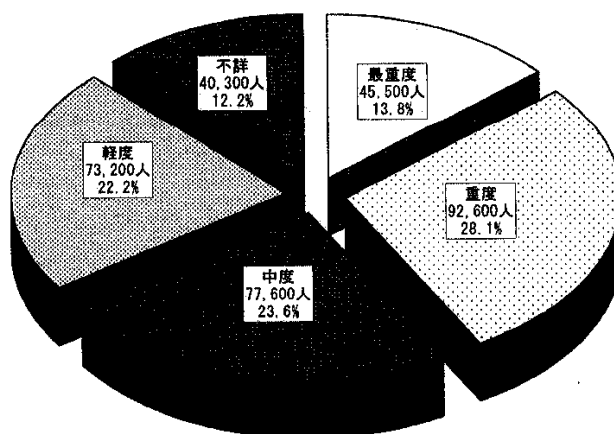
	総数	最重度	重度	中度	軽度	不詳
平成2年	283,800 (100.0)	35,200 (12.4)	88,300 (31.1)	76,400 (26.9)	69,200 (24.4)	14,800 (5.2)
平成7年	297,100 (100.0)	37,100 (12.5)	91,200 (30.7)	87,700 (29.5)	71,700 (24.1)	9,400 (3.2)
平成12年	329,200 (100.0)	45,500 (13.8)	92,600 (28.1)	77,600 (23.6)	73,200 (22.2)	40,300 (12.2)

資料：知的障害児（者）基礎調査

○ 最重度、重度の障害を有する在宅の知的障害児（者）数は約13万8千人となっており、知的障害児（者）全体の41.9%を占めている。(平成12年)

障害程度別にみた知的障害児（者）数

(総数：329,200人)



資料：知的障害児（者）基礎調査（平成12年）

資料 4**「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）について**

新しい「障害者基本計画」に基づき、その前期（平成15年度から19年度までの5年間）において、障害者施策の一層の充実を図るため、政府の重点施策に関し、新たなプランを策定する。（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）

厚生労働省関係部分のポイント

- 1 地域生活を支援するための在宅サービスを充実
 - ・ ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス等を整備。
- 2 住まいや活動の場を確保
 - ・ グループホーム、授産施設等を整備。
- 3 精神障害者の保健医療福祉施策を総合的に実施
 - ・ 精神障害に係るホームヘルパー、福祉ホーム等の目標を新設。
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター、グループホーム等を拡充。
- 4 障害者の雇用・就業の確保に向けた取組
 - ・ 雇用障害者数に係る目標を設定。
 - ・ ハローワークの職業紹介件数に係る目標を設定。
- 5 施設は、在宅生活を支える地域の資源として活用
 - ・ 通所施設の整備に努め、入所施設については、目標を設定せず、真に必要なものに限定。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

－ 生活支援部分 －

平成15年度予算 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

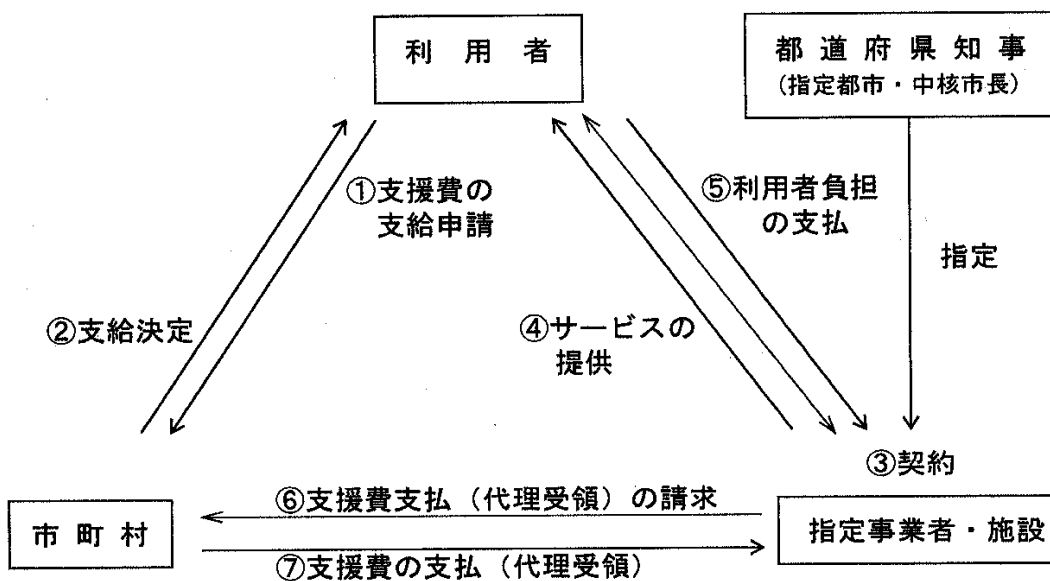
区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分	約 6,700人分

支援費制度の概要

1 支援費制度への移行

障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、平成12年の法律改正により、これまでの「措置制度」から、新たな利用の仕組み（「支援費制度」）に平成15年度より移行することとされている。支援費制度では、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用することとなる。

2 基本的な仕組み



※ やむを得ない事由により上記の方式の適用が困難な場合には、市町村が措置により、障害者福祉サービスの提供や施設への入所を決定する。

3 対象となる障害者福祉サービス（次ページの表も参照）

- ・ホームヘルプサービス、デイサービス等の在宅サービス
- ・身体障害者更生施設、知的障害者授産施設等の施設サービス

（小規模通所授産施設、障害児の施設サービス、日常生活用具給付事業等のサービスについては、従来と同様の仕組みによって実施。）

対象となる障害者福祉サービス

		身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法（障害児関係のみ）
支援費制度の対象サービス	施設訓練等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者更生施設 ・ 知的障害者授産施設 (小規模通所授産施設を除く) ・ 知的障害者通勤寮 ・ 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 	
	居宅生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・ 身体障害者デイサービス事業 ・ 身体障害者短期入所事業 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・ 知的障害者デイサービス事業 ・ 知的障害者短期入所事業 (ショートステイ) ・ 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) ・ 児童デイサービス事業 ・ 児童短期入所事業 (ショートステイ)

支援費制度施行状況等の調査結果（速報版）

平成 15 年 4 月 1 日から施行された支援費制度の実施状況について、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）に対し、支給決定の状況及び事業者指定の状況に関する調査を行ったものである。回答のあった自治体の実施状況は次のとおりである。

支給決定の状況

支給決定の状況については、都道府県等が把握している概ね 4 月 1 日現在の状況である。

- ① 居宅支援については、現在調査中のところを除いた 43 都道府県及び 47 指定都市・中核市の状況をみると、概ね 19 万人の障害者（児）が支給決定を受け居宅介護等の居宅支援サービスを利用しているところである。
- ② 施設支援については、現在調査中のところを除いた 43 都道府県及び 48 指定都市・中核市の状況をみると、概ね 20 万人の障害者が支給決定を受け施設支援サービスを利用しているところである。

（単位：人）

支給 決定 者数	居 宅				施 設			合計
	身障	知的	児童	計	身障	知的	計	
				(185,732)			(200,221)	(385,953)
	77,365	61,623	40,500	179,488	43,067	148,800	191,867	371,355

※ 上段（ ）書きは、障害種別の内訳を把握していない都道府県等の支給決定者数も含めた数である。

有効回答（居宅）43／47 都道府県 47／48 指定都市・中核市

有効回答（施設）43／47 都道府県 48／48 指定都市・中核市

事業者指定の状況

事業者指定の状況については、都道府県等において指定した概ね 4 月 1 日現在の状況である。

- ① 都道府県においては、主な居宅支援サービスである居宅介護について、概ね管内の市町村数を上回る事業者が指定されている状況である。

- ② 指定都市・中核市においても、複数以上の居宅介護の提供事業者が参入している状況にある。(新たに4月1日から指定都市・中核市になった市を除く。)
- ③ 特に、知的障害者の居宅介護については、1月調査時点で3割の市町村しか実施していない状況であったが、支援費制度移行に伴い、全国の市町村数を大幅に上回る事業者の参入がなされたところである。
- ④ さらに、市町村域で行われている基準該当サービスの状況(2月17日調査)を加えることにより、例えば身体障害者居宅介護では約8,100、知的障害者居宅介護では約6,200、児童居宅介護では約5,400の事業所がサービス提供できる体制となっている。

(事業所数)

	身体障害者	知的障害者	児 童
居 宅 介 護	(5,809) 7,416	(4,386) 5,751	(3,752) 5,100
デイサービス	(257) 991	(51) 542	(14) 556
短期入所	(292) 956	(75) 2,413	(36) 1,649
グループホーム		3,218	

※ 上段()書きは、現在、都道府県等において把握している介護保険の指定を併せて受けている事業所数を再掲。

有効回答 47/47 都道府県 48/48 指定都市・中核市

(参考)

基準該当居宅支援サービスの状況 (平成15年2月17日調査)

(事業所数)

	身体障害者	知的障害者	児 童	合 計
居 宅 介 護	653	421	308	1,382
デイサービス	212	118	114	444
合 計	865	539	422	1,826

当面のスケジュール（案）

平成15年度

- 5月26日
（第1回）
 - ・ 障害者（児）の地域生活支援施策の現状について
 - ・ 今後の進め方について

- 6月～8月
 - ・ 委員からの意見発表
 - ・ 先進事例ヒアリング
 - ・ 関係者ヒアリング
 - 等

- 9月～
 - ・ 検討項目（各論）に沿って議論

※ このほか、障害者の地域ケアに関する実態調査研究及びホームヘルプサービスの利用状況調査を実施。